

## 修士論文概要

### 当事者との相互作用に根ざす専門職による支援 ～福祉及び土木領域での「通訳」機能に着目して～

学籍番号：19MD0148

鳥生 昌宏

#### 研究の目的と方法

本論では、異なる専門性を求められる福祉と土木の二領域における筆者自身の実務経験から得た着想に基づき、これらに共通する専門職としての支援のあり方を論じている。

筆者は、当初、土木技術者として、主に東南アジア、南アジアにおける道路建設事業に従事し、その土地で暮らす人々の生活基盤整備に貢献する支援者のあり方を模索していた。しかしながら、その業務プロセスにおいて、その土地で暮らす人々と触れ合う機会は乏しく、生活を支援する者として貢献できているのか、と疑問を持ってきた。その後、人々と直接触れ合う支援者としてその専門的営為を進めていくソーシャルワーカーの姿に惹かれ、自らも社会福祉士として、日本の障害者総合支援法に基づく福祉サービス事業所での実務を経験してきた。しかし制度に基づいて選別された対象者へのみ、定められた支援を行う現行の福祉サービス事業所でのソーシャルワーカーにも支援の限界があるのではないかと考えるようになっていった。

筆者が経験してきた専門職、すなわちソーシャルワーカーおよび土木技術者は、職能集団として掲げる理念的役割に立ち返れば、両者ともに“人々の福利”に貢献する“支援者”を掲げている。しかしながら、上述の通り、実際には両専門職ともその本来の役割を必ずしも十全に果たせていないのではないだろうか。

以上の問題意識に基づき本論では、第一に、福祉及び土木領域でのこれまでの専門職による当事者への支援の限界や、支援に関わる制度的制約の所在を明らかにすること、第二に、その限界や制約を乗り越える可能性をもつ支援論を構築することを研究目的とした。

より具体的に研究対象とする専門職は、障害者福祉領域に従事するソーシャルワーカーと、道路建設事業等に従事する土木技術者である。

また、新型コロナウイルス感染拡大の影響下で現地フィールドワークは困難となり、人との接触を避け、文献研究を中心とした次の三つの研究方法を採用した。

第一に、先行研究に基づいて、両領域での支援の限界や制約の所在を明らかにすることである。福祉領域では、日本の障害者福祉政策の成立経緯やその問題点、および支援現場でのソーシャルワーカーの支援プロセスに関わる分析を進めた。土木領域では、日本の道路計画、設計プロセスの考え方、道路計画をめぐる住民の反対運動、住民参加手法を導入した道路整備事例に関わる先行研究を収集し、当事者視点がどの程度、現行の道路計画プロセスに取り入れられているのかについて考察を試みた。

第二に、主として文献研究による事例分析である。まず福祉領域において、制度的な限界に囚われない萌芽的な取り組みとして、IPS (Individual Placement and Support) 就労支援アプローチで

の専門職の働き方に注目し、新たな支援論へのヒントを探った。次にネパール国シンズリ道路建設事業を取りあげて、計画、設計プロセスに関わる報告書等を精査し、同事業に従事した土木技術者への紙上インタビュー調査を実施した。これによって、当事者への支援を掲げる土木技術者の役割に関する自己意識、当事者視点を道路建設事業に取り入れる可能性を考察した。

第三に、上記の事例分析を、社会開発・参加型開発・対人援助等の理論的文献に基づいて考察することである。支援論として視野に入れた既存の理論やアプローチは、たとえば、識字教育実践家であるパウロ・フレイレの当事者との対話型支援アプローチ、ロバート・チェンバースの参加型開発論、開発および福祉分野での「ゆらぎ」プロセスに関わる議論、および当事者との非対称な権力関係を乗り越える対話手法等である。

## **論文の構成**

### **第1章 序論**

- 第1節 問題意識
- 第2節 研究目的
- 第3節 研究方法と方法上の限界
- 第4節 論文の構成

### **第2章 専門職の実践現場における支援者としての限界と制約**

- 第1節 障害者福祉政策の制度的限界とソーシャルワーカーの現実
- 第2節 土木技術者の道路計画・設計手法と住民の意見反映の実際

### **第3章 制度的限界を乗り越えようとする専門職による支援実践**

- 第1節 適用する分析枠組み
- 第2節 障害者のIPS就労支援プロセスにみる専門職支援
- 第3節 道路建設事業における土木技術者の実践プロセス

### **第4章 専門職の「通訳」支援論の構築**

- 第1節 「通訳」する支援者
- 第2節 人々を支配する「伝達型」から相互作用に根ざす「対話型」の支援へ
- 第3節 人々の行政・制度への参加や交渉を促す「場」に重点を置く支援
- 第4節 専門職と人々との現実認識の乖離を乗り越える対話へ
- 第5節 「ゆらぎ」を対話的に包摂する支援へ
- 第6節 支援者どうしの対話的な「場」の活用
- 第7節 専門職の「通訳」機能モデルの諸要素とその発現条件

### **第5章 結論**

- 第1節 結論
- 第2節 残された課題と展望

## **参考文献**

## **謝辞**

## 論文の概要

福祉領域での支援の限界や制約の所在について、本研究では、障害者総合支援法に基づく制度的支援に限界があることを指摘した。それは一つには、医学的診断のみによって「障害者」の範囲を限定し、個々の日常生活上の現実的な福祉ニーズに基づくアセスメントが為されないまま、サービス対象者が決定されるシステムにある。他方で、障害者福祉サービス事業所に従事するソーシャルワーカーは、当事者と接触する中で、「職員不足による個別対応への限界」、「利用者に資する事業改善ができない」、「利用者との関係形成ができない」といった現実と直面し、支援意欲が「燃え尽きて」しまう、あるいは「仕方がない」と割り切り、制度的支援の範囲内で福祉サービスを提供することだけに埋没してしまう、といった支援の限界が見られた（第2章）。

土木領域では、日本においては近年になり、道路計画策定段階からの住民参加を前提とするパブリックインボルブメント（PI）手法の導入が一般化してきた。しかしそれも、行政側の整備目標を当事者（地元住民）側が受け入れるように周到に仕向けられたアプローチにすぎないことを指摘した。また、ネパール国シンズリ道路建設事業のような二国間援助における計画および設計プロセスでは、その援助行政の枠内においては、沿線住民という当事者の暮らしの視点を包摂する場はそもそも存在していない。こうした制度的状況の中におかれる土木技術者は、その計画策定システムを当然視し、自らの専門職としての価値基盤が「ゆらぐ」ことはない。すると当事者との対話の契機すら得られないのである（第2章および第3章）。

そこで、以上の限界や制度的制約を乗り越える新たな支援論へのヒントとなる事例を探索した。福祉分野のIPS就労支援アプローチでは、主治医、病棟スタッフ、ソーシャルワーカー等、複数の医療、福祉領域の専門職らが協力して支援するチームアプローチが採用されていた。例えば日本の「10代男性、反抗挑戦性障害、知的障害（IQ65）」の事例では、支援者チームは、デイケアに参加する当事者とスポーツ等を共にしたり、寝食等の日常的な関わり合いの中で、短気だが優しい一面がある、肉体労働を苦にしないという当事者のストレングスを発見している。また、当事者が就労支援施設で「机をけり上げる」等の問題行動を起こし利用停止処分となった時、その本質的な意味を、当事者や支援者チームで話し合う中で探り、当事者の弱点の修正ではなく、ストレングスをそのまま包摂できるような働く場を模索する支援方針が導かれていた。とくに同事例での主治医は、当事者の治療を行うというそれまでの医師としての役割を乗り越えて、当事者と共に就労先を開拓しようと、その役割意識を変化させていた（第3章）。

土木分野においては、実は上記のシンズリ道路建設事業は、特にネパール国側からの強い要請や財政状況等によってその後変化を強いられた。そのプロセスの中で、ネパール国側との相互作用により、土木技術者は、国道整備に求められてきたそれまでの道路の機能性に係わる技術的な価値観—国道整備なら2車線道路、橋梁構造物を当然採用するべき—の「ゆらぎ」を経験している。そして、維持管理の容易さや沿線住民への影響軽減に配慮して、それまでの技術基準の緩和を決断し、ネパール国の求める事業を実現させるために、その役割認識を変化させたことが観察された。さらにアメリカ都市計画理論を参照することで、「直接クライアント」（事業主）と区別して「究極クライアント」（被影響住民）、つまり当事者を措定することにより、土木技術者にとっては究極クライアントとの仮想的対話空間における「通訳」的支援の可能性が開かれることを

指摘した（第3章）。

ここで支援における「通訳」を次のとおり定義づけた。たとえば「福祉」や「道路」等、何らかの専門的対象に対する自身の価値観を、相手の体験世界に基づいて捉え直す。そして、自身の捉え直しを、相手の体験世界とともに相手や周囲に共有する。周囲への共有には、自身の職能集団への投げかけも含まれ、職能集団としての価値転換が促される。支援者がたどるこの一連の営みが「通訳」なのである（第4章）。

専門職は、当事者（クライアントや被影響住民）やステークホルダー（利害関係者）との間に、関係形成や相互作用が生まれる「場」空間を形成する。そして、その相互作用によって自問自答するように自らが「ゆらぎ」、それまでに獲得してきた職能集団としての価値観を、一旦は解きほぐして（unlearning）脇に置く。そして、当事者の日常の多面的な体験世界の文脈から、自身の価値観をふたたび捉え直す（relearning）。この「捉え直し」と「当事者の体験世界」を「場」空間を介する「対話」によって、当事者やステークホルダーへ共有する、すなわち当事者の体験世界に基づく「通訳」を行うのである（第4章）。

こうした「通訳」機能が発現しうる条件として、事例分析からは、当事者と伴走する継続的な「場」空間の成立や、「ゆらぎ」を対話的に集団として受けとめられるチームアプローチの重要性を指摘しうる一方で、特に土木技術者にとっては、契約相手（直接クライアント）との制度的拘束が、「通訳」機能の制約条件となりうることを指摘した。土木技術者は、契約相手となる被援助国政府や援助機関が準拠する制度、あるいは契約を遵守しなければ報酬を受け取ることが出来ない。つまり、設計報告書、あるいは道路構造物本体等の定められた成果品を、契約履行期間内に納めることが求められる。仮に被影響住民との対話空間を模索し、技術者自身が「ゆらぎ」始め、計画や設計変更を考えたとしても、契約相手から理解を得られなければ、それらを実現できない。つまり土木技術者は、直接クライアントによる制度的拘束が「通訳」機能発現の制約条件となりうるのである（第4章）。

土木技術者が広域道路に対して考える技術的基準や、分析的に導き出した価値判断について、例えばシンズリ道路建設事業で負担軽減策として講じられた沿道住民の灌漑用水路と道路路面排水とを区別した設計等は、被影響住民（当事者）の生活スタイルに誠実に寄り添った道路設計と言える。しかしながら、それは被影響住民との相互作用による「通訳」的支援が観察される対話空間の伴うものではなかった。あくまで、直接クライアントであるネパール国政府の法制度や、日本側援助機関による環境社会配慮ガイドライン、契約等に準拠し、土木技術者側からの調査、検討を行うアプローチが採用されていた。仮に被影響住民との対話空間が設けられていれば、例えば農作業中心の沿道住民の日常的な生活スタイルの文脈から道路空間を多目的スペースとして活用する等、被影響住民側の価値観を反映し、道路空間のさらなる工夫が計画、設計された可能性もあったかもしれない。このように専門職は、たとえその理念として掲げる当事者への支援を意識したとしても、直接クライアントによる制度的拘束等、支援現場の制度的制約によって、当事者側の価値観から計画や設計を捉えなおす対話空間を持つことには限界がある。少なくとも、まずこれを専門職にとっての「制約」と認識し、その計画策定システムからいったん自由になり、直接クライアントとの対話を重ねることになろう（第3章および第4章）。

専門職が当事者への支援を掲げるとき、さまざまな制度的制約を踏まえつつも、専門職と当事

者との相互作用の空間が必要となる。そうした空間（場）において、専門職は「通訳」機能を果たすことを通じて、自らを真の支援者へと変化させることができる。さらに、土木技術者においては上記、制度的拘束を乗り越えるために直接クライアントへの働きかけも必要となる。これらを本論の結論とした（第5章）。

以上